

土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設について (平成29年度末調査結果)

【調査結果】

	厚労省所管分	文科省所管分	合 計
土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設	699 施設	302 施設	1,001 施設
うち、土砂災害警戒区域にある施設	645 施設	282 施設	927 施設

・厚労省・文科省所管別の要配慮者利用者施設の定義については、別添参考資料のとおり。

【要配慮者利用施設に係る土砂災害対策の取組状況】

①ハード対策による要配慮者利用施設の保全

- ・要配慮者利用施設の保全については、危険度や緊急度の高い重点事業として位置付け、優先的な事業推進を図る。

【施設に影響を及ぼすおそれのある土砂災害危険箇所の整備状況】

	厚労省所管分	文科省所管分	合 計
施設に影響を及ぼすおそれのある危険箇所	386 箇所	278 箇所	641 箇所
うち、要整備箇所数	290 箇所	166 箇所	440 箇所
うち、整備済み箇所	137 箇所	73 箇所	202 箇所
施設整備率	47.2 %	44.0 %	45.9 %

※合計は重複している危険箇所は除いている。

②要配慮者利用施設に係る土砂災害警戒区域等の指定推進

- ・土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備促進を図る。

③土砂災害防災訓練等の実施による警戒避難体制の強化及び防災意識の向上

- ・土砂災害防災訓練に市町村の民生部局や要配慮者利用施設関係者等の参加を依頼し、更なる警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図る。

④関係機関の連携強化による土砂災害対策の推進

- ・鹿児島県総合土砂災害対策推進連絡会に、県保健福祉部など要配慮者利用施設の所管部署を追加（平成22年度）し、要配慮者利用施設に係る取組等について情報共有等を図る。
- ・地区土砂災害防止対策連絡調整会に、市町村の民生部局等を追加（平成26年度）し、連携強化を図る。
- ・県土木部長及び危機管理局長の連名で、市町村に対して、現況調査結果の情報提供及び土砂災害対策の取組推進に係る依頼を継続して実施。

【今後の対応】

- ・要配慮者利用施設に係る土砂災害対策については、特段の配慮が必要であることから、ハード・ソフト両面の対策を推進する。
- ・ハード対策については、引き続き要配慮者利用施設を保全する砂防関係事業を優先的に整備する。
- ・平成27年1月の土砂災害防止法の改正を踏まえ、土砂災害警戒区域等の指定に向けた県内全域の一通りの基礎調査については、概ね、5年程度で完了させることを目標としており、要配慮者利用施設の立地する地区についても調査完了を図る。
- ・土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域内に新規立地する施設はあります。このため、県民生部局、県砂防課及び市町村が連携して、要配慮者利用施設に係る一層の情報共有を行うとともに、同施設の新設計画者に対して適切な情報提供等を実施し、警戒避難体制の整備促進等を図る。
- ・平成29年6月の土砂法改正（水防法の一部を改正する法律）において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けされたことから、避難確保計画の作成等について県及び市町村の関係部局は連携を図り、必要となる取組を進める。（H30.3.26付け河川課長・砂防課長連名依頼『県管轄の要配慮者利用施設の避難確保計画の点検等について』）

要配慮者利用施設の定義

平成 29 年 6 月 19 日付国水政第 12 号「水防法等の一部を改正する法律の施行について」の第三土砂災害防止法関係（2）避難確保計画の作成の義務化 1）対象となる要配慮者利用施設についてのおりとしますが、市町村地域防災計画に定める施設については、土砂災害警戒区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努めて下さい。

要配慮者利用施設のうち、厚労省に係わる施設は概ねつぎのおりとします。

1. 老人福祉施設

老人福祉法第五条の三に規定する施設

2. 有料老人ホーム

老人福祉法第二十九条に規定する施設

3. 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設

老人福祉法第五条の二 6 に規定する施設

4. 身体障害者社会参加支援施設

身体障害者福祉法第五条第 1 項に規定する施設

5. 障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 1 1 項に規定する施設

6. 地域活動支援センター

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 2 5 項に規定する施設

7. 福祉ホーム

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 2 6 項に規定する施設

8. 障害福祉サービス事業の用に供する施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 1 項に規定する施設

9. 保護施設

生活保護法第六章第三十八条に規定する施設

10. 児童福祉施設

児童福祉法第七条に規定する施設

11. 障害児通所支援事業の用に供する施設

児童福祉法第六条の二の二に規定する施設

12. 児童自立生活援助事業の用に供する施設

児童福祉法第六条の三に規定する施設

13. 放課後児童健全育成事業の用に供する施設

児童福祉法第六条の三、2に規定する施設

14. 子育て短期支援事業の用に供する施設

児童福祉法第六条の三、3に規定する施設

15. 一時預かり事業の用に供する施設

児童福祉法第六条の三、7に規定する施設

16. 児童相談所

児童福祉法第十二条2に規定する施設

17. 母子・父子福祉施設

母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十八条に規定する施設

18. 母子健康包括支援センター

母子保健法第二十二條に規定する施設

19. 病院

医療法第一条の五に規定する施設

20. 診療所

医療法第一条の五、2に規定する施設

21. 助産所

医療法第二条に規定する施設

要配慮者利用施設のうち、文科省に係わる施設は概ねつぎのとおりとします。

22. 幼稚園

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

23. 小学校

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

24. 中学校

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

25. 義務教育学校

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

26. 高等学校

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

27. 中等教育学校

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

28. 特別支援学校

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

29. 高等専門学校

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

30. 高等過程を置く専修学校

学校教育法第百二十四条に規定する専修学校のうち、高等過程を置くものに限る。また、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。